

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（定義等）		
第二条　（略）		
2　この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から十年を経過する日（以下「十年経過日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。	2　この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。	

3 (略)

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 (略)

- 2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から十六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から十五年を経過したときは、することができない。

(特別遺族給付金)

第五十九条

1～4 (略)

- 5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から十六年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、十六年を経過したとき）は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者

3 (略)

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 (略)

- 2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から五年を経過したときは、することができない。

(特別遺族給付金)

第五十九条

1～4 (略)

- 5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したとき）は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者

等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号。以下「平成二十年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合はその死亡の時から改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

- 一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から平成二十年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の日の五年前の日から施行の前に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、死亡労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十三年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

- 一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)